

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力の向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和6年度の重要施策等について紹介します。

1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

(1) 教育DXの推進

Society5.0時代の到来やAI技術の発展など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体でDX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育DX」を推進していくことが重要です。

教育DXの推進においては、共通の「ルール」と「ツール」の整備が不可欠です。共通の「ルール」について、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しています。令和5年度には、学校間で授受するデータ

項目を標準化した「教育データ標準 4.0」を公表しました。令和6年度も、教育データの標準化を引き続き進めていきます。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT（Computer Based Testing）システムであるMEXCBT（メクビット）を開発しています。令和5年11月現在、全国の公立小学校の80%超、公立中学校のほぼ全て、児童生徒等約820万人が登録しており、日々の学習や、地方自治体独自の学力調査など、様々な用途での活用が広がっています。令和5年度は、全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」調査で活用しました。令和6年度も、全国学力・学習状況調査中学校生徒質問調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査における活用など、更に活用の場を広げるとともに、更なる利便性向上や機能改善等を行い、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

また、教育委員会や学校等がクラウド上で調査に回答できる「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey（エデュサーベイ）」の開発も行っています。調査結果の自動集約により、教育委員会等の調査負担の一層の軽減や効率的な調査実施が期待されます。令和5年度は100以上の調査をEduSurveyで実施し、令和6年度は約120の調査を実施する予定です。

以上のような共通の「ルール」や「ツール」を基盤とし、全ての子供一人一人の力を最大限引き出すための教育データの利活用を推進しています。令和5年度は、地方自治体における教育データ分析の手法についての研究と他自治体への展開を行ったほか、教育データ利活用に当たり安全・安心を確保するため教育委員会等が参考にできる「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂を行いました。

また、令和6年3月には、「教育データの利活用に関する有識者会議」において、教育データ利活用を全国の教育委員会・学校で実現するために今後1～2年を視野に必要な方策等についてとりまとめました。令和6年度は、本まとめも踏まえつつ、引き続き教育データの効果的な利活用に向けた取組を進めていきます。

(2) 全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ②学校における個々の児童生徒への学習指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。

令和6年度の本体調査（悉皆調査）では、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学の調査を実施するとともに、児童生徒質問調査をオンライン方式で実施します。調査結果については本年夏に返却し、併せて「報告書」「授業アイデア例」等を公表する予定です。各教育委員会・学校等において調査結果を十分活用していただけるよう、情報発信に努めてまいります。

また、令和6年度は、国全体の学力の状況等について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てるための経年変化分析調査、そして保護者に対する調査も抽出により実施します。これらの調査は、対象校の半数においてオンライン方式で実施します。

令和7年度からは、悉皆調査の教科調査にCBT（Computer-based Testing）を導入する方向で検討を進めています。令和7年度調査では中学校理科をCBTで実施する予定としており、それ以降もCBTで実施する教科を順次拡大していく予定です。

(3) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針2023）等に基づき、政府全体としてEBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policymaking）の推進が求められています。文部科学省においては、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発に取り組んでいます。地方自治体を対象に文部科学省が行った調査では、2022年度と2020年度を比較すると、具体的な指標設定や調査結果の分析・施策の見直し等、EBPMが着実に進められていることがわかりました。

また、国立教育政策研究所では国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの機能を強化するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

(4) 教育費の負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育費の負担軽減を進めることが不可欠です。

このため、消費税財源を活用して、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から大学等について、低所得世帯の学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免をセットで実施する高等教育の修学支援新制度を開始しました。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行うなど、切れ目ない教育費負担軽減を実施しているところです。

また、子供たちの学びの機会が奪われることがない

よう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮を要請していることに加え、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度においては、家計が急変した世帯の学生等について、随時申込みを受け付け、授業料等の支援・減免等を行っています。

さらに、大学等の高等教育段階については、令和6年度から、扶養する子供が3人以上である多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等の中間所得層（世帯年収600万円程度まで（目安））に給付型奨学金等の対象を拡充することとしていることに加え、令和7年度からは、子供3人以上を扶養する間、国が定める一定額まで、所得制限なく授業料等を無償化することとしています。

なお、これらの各種修学支援制度について、特に、非課税世帯や、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者など、経済的な支援を必要とする者に対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら、義務教育段階から丁寧な周知を行うこと等を各教育委員会・各学校等をお願いしているところです（「高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）」（令和5年6月13日付））。

文部科学省としては、教育費の負担軽減を着実に進めるため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

2 国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

(1) 高校生留学の促進

グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められる中、高等学校段階からの海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進などを図っていく必要があります。

文部科学省としては、第4期教育振興基本計画において定められた、2033年までに日本人高校生の海外留学生数については12万人、日本への高校への外国人留学生数については2万人とする政府目標を実現すべく、令和6年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和6年度は1,600人の高校生を対象とする予定です。併せて、日本語を学ぶ外国人高校生を日本の高校に招聘して国際交流を深め、日本を深く理解してもらうと同時に、日本人高校生が異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力等を身に付ける機会を創出する予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動、オンラインの国際交流や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、令和5年度からは第2ステージを開始しました。地域の産学官が共創し、地域の高校生等への留学機会提供と留学機運醸成に取り組む「拠点形成支援事業」をはじめ、高校生の留学をより強化しています。

一方、各学校等において、留学前に安全への意識啓発や危機管理体制の整備など、事故・事件等に関する未然防止の取組みを十分に行うこと、渡航する生徒が事前に十分な安全管理の意識をもって留学することは重要であることから、「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を令和5年6月に策定し、

通知しました。

(2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和5年4月現在、日本人学校に約1.6万人、補習授業校に約2.0万人の子供が通学しています。在外教育施設の機能強化が必要となるなか、令和4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされており、令和5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策をお示しています。本方針では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上にも繋がるものです。(※参考 URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html) (令和7年度及び8年度に新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を、令和6年4月頃に行う予定です。)

さらに、教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行うほか、令和5年度補正予算において、日本人学校及

び私立在外教育施設における1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に必要な経費を措置されました。

また、「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するほか、令和6年度には在外教育施設幼稚部等調査において、就学前教育に係る実態調査の充実を図るなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでまいります。

(3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を引き続き実施します。

学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高

校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を拡充します。

加えて、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツ（15言語に対応）を作成・公開しています。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページから御覧いただけます。

(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

さらに、高等学校における日本語指導の体制づくりの手引や日本語指導・学習支援のためのガイドラインを作成し、特別の教育課程による日本語指導をはじめとした高等学校における日本語指導体制の充実を進めています。

その他、日本語能力評価方法の改善のための調査研究と散在地域における児童生徒の日本語能力把握のためのネットワーク構築の研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、多様な教材・資料の充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL : <https://casta-net.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



(4) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育

の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

令和5年5月には第211回通常国会で「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)が成立し、一定の要件を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定する制度と、認定日本語教育機関で日本語を指導するための「登録日本語教員」の資格制度を創設しました。本法律の令和6年4月の施行に向け、具体の検討を行うため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会のもとに認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを設置し、日本語教育機関の認定制度、登録日本語教員の資格制度の詳細等について検討を行いました。その後、各ワーキンググループでの議論を踏まえ、令和5年12月に、日本語教育機関認定法施行規則(令和5年文部科学省令第39号)や認定日本語教育機関の認定基準(令和5年文部科学省令第40号)等を策定しました。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」活用の手引の取りまとめを行いました。令和4年9月には「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールである「にほんご チェック!」を公開し、「日本語教育の参照枠」を活用した生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発なども令和4年度から進めています。さらに、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを

集めた「地域における日本語教育の在り方について」(報告)を令和4年11月に国語分科会で取りまとめました。



(地域における日本語教室の様子)

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を展開するとともに、特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な日本語教育の取組を創出・普及する「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ)(令和2年6月公開)の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

<参考:「つながるひろがる にほんごでのくらし」ウェブサイト(18言語に対応)>

(<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



このほか「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能

力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、カリキュラム、報告書等)に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を運用しています。このほか、難民等に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。

3 教師の資質能力の向上等

(1) 教師不足への対応

現下の教師不足への対応は重要な課題であり、学校における働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めていくことが必要です。

喫緊の課題への対応として、文部科学省では、令和5年度補正予算において、教師人材の発掘を強化するとともに、研修等を経て教師としての入職に繋げることに取り組むための補助事業を立ち上げました。

(2) 教員採用選考の改善

教育の質の向上のためには、出来るだけ多くの教師志願者を確保し、優れた教師人材を採用することが重要です。各業種で採用が多様化している中、教員採用においても意欲ある教師志願者を確保するため、令和5年5月に教員採用選考試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性を提示し、令和6年度においては、第一次選考の日程について、6月16日を一つの目安として示したところです。複数回実施についても、各教育委員会において、秋・冬選考の追加実施も含め、地域

の実情に応じた積極的な検討・対応が行われるよう促しているところです。加えて、第一次選考の共同実施については、各教育委員会における負担の軽減を図り、より効果的・効率的に行うことで、第二次選考においてより丁寧で人物重視の選考作業等に注力できるようにする観点から有用と考えており、各教育委員会の協力もいただきながら具体的検討を進めてまいります。

(3) 質の高い教師養成

子供たちへの質の高い教育を担う教師に、志ある優れた人材を得るためには、養成は大学、採用・研修は教育委員会というこれまでの垣根を越えた連携強化が重要であると考えております。そのため、「地域教員希望枠」を活用し、大学入学前から教員採用に至るまで一貫して、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を大学と教育委員会の連携・協働のもと、継続的・安定的に養成・確保する取組への支援を行う事業を令和6年度予算として新規で計上したところです。

また、教職大学院では、意欲と能力のある学部学生が教職大学院の科目を先取り履修した場合に、最短で学部と大学院を5年で修了することが可能となる制度改革を行いました。さらに、令和4年答申も踏まえ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成すべく、留学経験や、心理・福祉関係の資格取得などの「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の両立可能なカリキュラムを4年制大学が実施する場合、二種免許状の教職課程を特例的に開設できる制度改革を令和5年度に行い、令和7年度から本特例による教職課程の開設が可能となりました。加えて、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方」について、過去の経緯や現在の状況も踏まえて、教師になった者の奨学金返還免除を実施する意義や目的、期待される効果、対象範囲や対象となる学生に求める条件など、様々な観点から、現在、中教審教員養成部会にてご議論いただいているところであり、引き続き、優れた教師人材の確保に資する取組の方向性を示していきたいと考えております。

(4) 新たな教師の学びの姿の実現に向けた教員研修の高度化

新たな教師の学びを支える研修体制の構築について、教育公務員特例法の一部が改正され、令和5年度から、各教師の研修履歴を記録するとともに、記録を活用した対話に基づく受講奨励を行う仕組みが制度化されました。この新たな制度を支えるため、文部科学省において研修受講履歴の記録及び研修コンテンツ等を一元的に収集・整理・提供する「全国教員研修プラットフォーム（通称：PlanT（プラント））」を構築し、令和6年4月から稼働する予定です。また、PlanTにおいて提供する研修の充実を図るため、令和4年度補正予算等を活用し、教育を取り巻く喫緊課題等に対応した研修等、約200のオンデマンド研修を開発していますので、こちらもぜひご活用ください。教員の研修高度化に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと思います。

4 生涯にわたる学びの推進

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず

多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、数理・データサイエンス・AI人材の育成に資する講座などを実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習・リカレント教育の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和6年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は24団体105課程であり、令和5年の延べ受講者数は約5万人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和5年度における受験者数は1万6,813人、合格者数は7,932人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和3年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第12期中央教育審議会生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進に関して中心的に議論を行っているほか、分科会の下に社会教育人材部会、日本語教育部会を設け、社会教育人材の養成や活躍促進に向けた方策や我が国における外国人に対する日本語教育の推進について専門的な議論をおこなっているところ

であり、引き続きウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進に資する議論を進めてまいります。

(2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和5年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針2023）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、リ・スキリングを拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、高等教育機関ならではのリカレント教育モデルの確立に向け、産業界の人材育成課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析・ヒアリング等を行う調査研究や、専修学校の教育分野8分野における企業や各業界と連携したプログラムの開発・提供、放送大学における数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進、大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、大学コンソーシアムや自治体等における大学側のシーズと産業界のニーズのマッチングや従業員の学びに対する企業側の評価・環境整備等を含む、産官学金の連携による総合的リカレント教育推進体制の構築、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等の取組を推進します。また、女性の学びとキャリア形成等を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

(3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5 地域学習の推進

人生100年時代や Society5.0 の到来、DX の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方等、様々な困難な立場

にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について議論が行われました。この議論も踏まえつつ、令和5年4月に中央教育審議会生涯学習分科会の下に「社会教育人材部会」を設置し、社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について議論を行ってきたところです。これらの動向も含め、文部科学省としては、以下のように地域における学びの推進に努めています。

(1) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

① 公民館等の社会教育施設の機能強化

デジタル化が進展する社会において、デジタル技術を活用しながら、地域の特性を生かした地域の魅力向上や課題解決を図ることが重要です。このため、文部科学省としては、公民館等の社会教育施設に施設の複合化や民間のノウハウを取り入れたデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進してまいります。

② 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について

前述の社会教育人材部会では、令和5年8月に「中間的まとめ」を取りまとめた後、関係者からのヒアリング等を行っています。

この中で、社会教育主事は多様な分野と社会教育（行政）」をつなぎ牽引する地域全体の学びのオーガナイザー、社会教育士は専門性を様々な場に活かすオーガナイザーと位置づけを明確化し配置・活躍を促進しています。

その上で、社会教育人材の養成については、社会教育主事講習の定員拡大、多様で特色ある受講形態の促進による受講者の選択肢の拡大等に取り組むこととしています。

また、社会教育人材の活躍促進については、社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示、認知度拡大や活躍場所の拡大、社会教育人材のネッ

トワーク化、継続的な学習機会の確保等に取り組んでいくこととしています。

引き続き、最終まとめに向けた議論を進めてまいります。

(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会制度）は、「社会教育法」に基づく地域学校協働活動と一体的に取り組むことにより、社会に開かれた教育課程の実現、学校の働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。そして第4期教育振興基本計画では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしています。

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和5年5月現在、全国の公立学校のうち18,135校、率にして52.3%と半数を超えました。令和4年2月に示した「教育進化のための改革ビジョン」において、令和6年度までをコミュニティ・スクール導入加速のための重点期間としていることを踏まえ、また、令和9年度までの第4期計画期間も見据えつつ、

- ・全国フォーラム（地域とともにある学校づくり推進フォーラム）や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ・豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ・コミュニティ・スクールと多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進

等により、更なる導入の加速とともに、地域学校協働活動との一体的な取組をはじめ導入後の取組の質的向上を図ってまいります。

② 家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

(3) 読書・体験活動の推進

① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な

（子ども読書の日ポスターデザイン）



施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方交付税措置を講じることとしています。

②体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域など、社会総ぐるみでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、体験活動に関する普及啓発や調査研究、教育的効果の高い自然体験活動、多様な関係者と連携した体制の構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行い、引き続き、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図ってまいります。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所にある教育施設において、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、自然体験活動や集団宿泊活動をはじめ、科学・文化芸術・国際交流といった多様な体験活動の機会と場を提供しています。さらに、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて、地域の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への支援を行い、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進してまいります。

6 ともに生きる学びの推進

(1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様

な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を行っています。さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する取組を行うこととしています。

また、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和3年度から「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成しています。さらに、動画教材や教員向け研修動画の公表を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきました。令和4年12月には生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」を実施する旨が明記されています。今後、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成するほか、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等が全校実施を目指す取組の支援を行うこととしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりま

すので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

(QRコードはこちら)



(2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

実践研究においては、令和6年度は前年度に引き続き、次の3つのメニューで障害者の生涯学習支援体制を推進してまいります。

- ① 都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」
- ② 市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」
- ③ 大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施する「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」

また、令和5年度より、上記事業実施に関する課題解決や新たに事業に着手する団体を支援するため、アドバイザー派遣等を開始しており、引き続き積極的な働きかけを行うことで障害者の学びの場づくりを推進い

たします。

さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、これまで地域別の展開を目指して地域ブロック別で開催してきた「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」について、令和6年度から、テーマ別でも開催することで、より集中した議論や専門性の高い実践の共有、課題解決等を図ります。

令和5年度ブロック別コンファレンスの様子や、これまでの実践研究成果等は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)

(QRコードはこちら)



(3) 学校安全の推進

学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全が確保されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

こうした問題意識に立ち、政府においては、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日閣議決定)を策定しました。

文部科学省では、この第3次計画に基づき、令和5年度には、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することを目的として、学校における施設・設備の安全点検に関する標準的な手法等を「学校における安全点検要領」として取りまとめました。

また、「学校事故対応に関する指針」について、事故

の未然防止や事故発生に備えた体制整備、被害児童生徒等及びその家族への支援、事故等の検証や再発防止策の検討、死亡事故等の発生に関する国への報告等について実効性を高めるための改訂を行いました。

今後とも、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を引き続き支援していくとともに、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与できるよう、安心で安全な学校づくり・社会づくりを一層推進してまいります。

なお、安全教育や安全管理に関する詳細な情報は、「学校安全ポータルサイト」に掲載しています。是非御覧ください。

(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



(4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）や「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、令和5年11月に文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で教育委員会等向けに通知を发出

し、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、配信しています。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しております。

今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

(5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されるとともに、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」は同法に基づき策定される「こども大綱」に一元化されることとなりました。

こども大綱においては、こどもの貧困を解消し、貧困による様々な困難をこどもたちが強いられないような社会を作るために、教育の支援等の経済的支援を進めるほか、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進

すること等が盛り込まれています。

文部科学省としては、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化、こどもが安心して多様な体験・遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組の促進等に引き続き取り組んでいきます。